

- 1 年齢は、ゴルフ場の利用日における年齢を記載してください。
- 2 「非課税の対象」欄は、該当する事項の□にレ印を付けてください。
- 3 裏面に掲げる証明書類又は証明書のうち区分1～3の証明書類にあってはゴルフ場に提示、区分4～6の証明書にあってはゴルフ場に提出してください。

(裏)

非課税の区分	証明書類又は証明書
1 年齢18歳未満 (地方税法第75条の2第1号)	年齢が18歳未満であることが確認できる書類 (例) 学生証、運転免許証、旅券等
2 年齢70歳以上 (地方税法第75条の2第2号)	年齢が70歳以上であることが確認できる書類 (例) 運転免許証、旅券等
3 精神障害者、知的障害者、身体障害者等 (地方税法第75条の2第3号)	障害を有していることが確認できる書類 (例) 精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等
4 国民スポーツ大会(公式の練習を含む。)に参加 (地方税法第75条の3第1号)	国民スポーツ大会(予選会を含む。)のゴルフ競技に参加する選手本人であることが確認できる書類(知事又は北海道教育委員会の発行する証明書) ※ 提出の際、上記の証明書に記載された選手本人であることが確認できる書類を提示してください。
5 学校の教育活動 (地方税法第75条の3第2号)	学校の教育活動としてゴルフ場を利用することを証明する書類(学校の学長又は校長が発行する証明書) ※ 提出の際、上記の証明書に記載された利用者本人であることが確認できる学生証等を提示してください。
6 国際競技大会(公式の練習を含む。)に参加 (地方税法附則第12条の2)	国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手本人であることが確認できる書類(当該競技の準備及び運営を行う者の発行する証明書) ※ 提出の際、上記の証明書に記載された選手本人であることが確認できる書類を提示してください。